

市内業者・準市内業者用

(加古川市内に本店がある者及び加古川市内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者)

令和8年度入札参加資格審査の申請について（建設工事）

1 入札参加資格審査申請ができない者

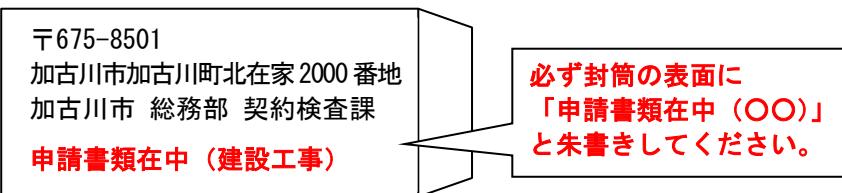
次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 営業に関し、法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (5) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（適用が除外されている場合は除く）
- (6) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (7) 国税又は市税を滞納している者

2 申請方法及び申請書受付期間

申請方法	申請書類を下記の受付期間内に郵送してください。
受付期間	令和8年1月5日（月）から令和8年2月6日（金）まで（消印有効） ※令和8年2月7日以降の消印のものは一切受付いたしません。
郵送先 ※郵送受付のみ	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 契約検査課

【封筒の宛先記入例】



- (1) 申請書類の受付完了後、「入札参加資格審査受付証」を返送いたします。
- (2) 記載内容及び提出書類に不備があるものは受付できません。**不備の申請書類は、同封していただく返信用封筒にて返送します。なお、郵送料不足の場合は着払いにて精算をお願いします。**
- (3) 提出書類は、ファイル等でとじないで提出してください。
- (4) 加古川市上下水道局に申請を希望される方も、市で一括して受付します。別途申請は不要です。

3 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※ただし、上記1（1）～（7）のいずれかに該当したときは入札参加資格が無くなります。

4 債権者登録申出について

加古川市から支払を受ける場合は、振込口座の登録が必要です。市ホームページより「債権者登録申出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、会計課（TEL:079-427-9298）へ提出してください。（郵送可）
入札参加資格者名簿へ登載しても、市との取引が発生するまでの期間は債権者登録申出書の提出は必須ではありません。名簿への登載完了後、初回支払いまでの間に隨時申出を行ってください。

なお、今回の資格登録申請とあわせて債権者登録申出書を提出される場合は、申請中専用の様式を使用してください。

※既に「債権者登録申出書」を提出済で、今回の入札参加資格審査の申請において商号や代表者の変更に伴う振込口座の変更がない場合は、「債権者登録申出書」の提出は必要ありません。

提出時期	使用する様式
・令和8年3月以前	「入札参加資格者【登録申請中】専用」 様式
・令和8年4月以降	「入札参加資格者【登録あり】専用」 様式

また、加古川市上下水道局については別途申出が必要となりますので、ご注意ください。

市内業者・準市内業者用

(加古川市内に本店がある者及び加古川市内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者)

5 お問い合わせ先

加古川市 総務部 契約検査課 契約係

TEL : 079-427-9153・9154 (直通)

FAX : 079-427-2510

ホームページ : <http://www.city.kakogawa.lg.jp/>

6 提出書類 (下記の順に並べて提出してください)

○ : 必須、△ : 該当者のみ提出、× : 提出不要

No.	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格審査申請書 (建1～建3)	○	○
2	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(経審)の写し □審査基準日が令和6年9月1日以降の最新のもの。 □通知書が未着の場合は、経営分析結果終了通知書及び経審申請受付証の写し	○	○
3	建設業許可通知書又は許可証明書の写し	○	○

※注 1次のNo. 4～7の書類は、必ず「令和7年12月1日以降に発行された」証明書を提出してください。発行日の古い証明書を提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

No.	提出書類			法人	個人
4	※注1 履歴事項全部証明書(コピー可) ※証明文や公印等が付加されているもの	【申請場所】法務局		○	×
5	※注1 代表者の住民票抄本(コピー可) ※マイナンバーの記載が無いもの	【申請場所】住所地の市町村		×	○
6	※注1 代表者の身分証明書(コピー可) ※運転免許証やパスポートなどの本人確認書類とは異なります。 ※注2 外国人の方は提出不要。	【申請場所】本籍地の市町村		×	△ ※注2
7	国税	※注1 納税証明書(その3の3)(コピー可) □課税なしの場合も必要 ※注1 納税証明書(その3の2)(コピー可) □課税なしの場合も必要	【申請場所】所轄税務署	○	×
8	市税	納税証明書(契約検査課提出専用)(建4)(コピー不可) ⇒「別紙1」参照		○	○
9		建設業退職金共済事業加入・履行証明書(又は共済契約者証)の写し 中小企業退職金共済事業加入証明書の写し ※注3 加入分を提出。建退共・中退共のいずれにも未加入の場合は、建2に理由を記入すること。		△ ※注3	△ ※注3
10		事業所確認書(建5～建6)		○	○
11		誓約書(建7)		○	○
12	技術者 に関する 書類	名簿用	技術者名簿(建8～建9)	○	○
13			技術者名簿記載の技術者に係る資格等確認書類 ⇒「別紙2」参照	○	○
14		営業所 技術者 等 に関する 書類	営業所技術者等証明書の写し □建設業許可に係る様式第八号又は様式第一号別紙四	○	○
15			建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し □許可行政庁の受付印のあるもの	○	○
16			加古川市市税確認承諾書(建10) □この承諾書により、承諾期間内の基準日における納税状況を契約検査課が収税課へ確認することができますので、市税を完納されている場合は、当該年度について市税の納税証明書の提出が不要となります。	○	○
17			入札参加資格審査受付証(建11)	○	○
18			140円切手を貼付した返信用封筒(角2) ※入札参加資格審査受付証等の返送に利用しますので、宛先を記入してください。	○	○

市内業者・準市内業者用

(加古川市内に本店がある者及び加古川市内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者)

7 営業所技術者又は特定営業所技術者の確認について

営業所技術者又は特定営業所技術者(以下、「営業所技術者等」という。)は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

特例として、下記の要件を全て満たす場合、営業所技術者等は当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

これに違反した場合、建設業法の規定に基づき監督処分の対象となります。

専任を要する工事については、営業所技術者等を配置予定技術者として入札参加申込みをすることができません。

なお、営業所技術者等は営業所技術者等証明書等により確認を行います。

8 社会保険等未加入対策について

平成30年度より社会保険等（「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」）に加入（ただし、法令の規定により適用を除外されている者は除く。）していることを、建設工事の入札参加資格者名簿への登載要件としています。つきましては、社会保険等の未加入業者については入札参加資格の受付ができませんのでご注意ください。

社会保険未加入建設業者とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とします。

※年金事務所において健康保険の適用除外承認を受けることにより国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。

なお、社会保険等の加入状況については、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認します。

9 加古川市が締結する契約からの暴力団排除について

- (1) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第6条及び加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札等へ参加させないこととします。
- (2) 暴力団排除要綱第5条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登載された者は、本市と200万円を超える契約を締結する際には、必ず契約案件ごとに誓約書を提出することとしています。本市では誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。

10 申請書提出前のチェックリスト（※よくある書類不備の事例）

申請書に不備がある場合は受付ができませんので、事前に提出書類の確認をお願いします。

	確認事項	確認欄
1	書類の記載漏れ、添付漏れがないか。	
2	商号や代表者（受任者）氏名にフリガナは記載されているか。	
3	提出する経審・建設業許可・監理技術者資格者証の有効期限が切れていないか。	
4	証明書（履歴事項全部証明書、住民票抄本、身分証明書、国税の納税証明書）は令和7年1月1日以降に発行されたものであるか。	
5	印鑑（インキ浸透印不可）は鮮明に押印されているか。押印もれ（複数箇所）はないか。	
6	使用印鑑（インキ浸透印不可）は鮮明に押印されているか。	
7	使用印鑑は契約締結権限を有する者（代表者又は受任者）の印鑑であるか。 (×誤った事例:受任者は営業所長であるにもかかわらず代表者印を押印)	
8	受任者がある場合、受任者印と使用印鑑が同じ印鑑であるか。	
9	事業所確認書の外観写真は「会社名の看板」が確認できるものか。	
10	返信用封筒を同封しているか。（切手、宛先の記載など漏れがないか）	

「納税証明書（契約検査課提出専用）」の発行について

1 納税証明書の発行方法

- (1) 申請窓口 加古川市役所 税務部総合受付（新館2階）
 ※市民課（新館1階）及び各市民センターでの受付はできません。
- (2) 受付時間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
 ※窓口が混雑している場合はお時間がかかりますのでご了承ください。
- (3) 申請に必要な書類

	申請に必要な書類	注意事項
1	納税証明書等交付申請書	記入例を参考に記入をお願いします。 フリガナも記載してください。
2	納税証明書（契約検査課提出専用）	太枠内のみ記入してください。
3	本人確認書類（運転免許証など）	委任を受けた第三者が申請する場合、申請者の本人確認書類が必要となります。

(4) 手数料 1通 300円

2 入札参加資格審査申請について

上記1で発行された「納税証明書（契約検査課提出専用）」を入札参加資格審査申請に必要な書類とあわせて、契約検査課へ期限内に提出してください。

3 お問い合わせ先

●納税証明書に関する事
 収税課（電話 079-427-9709）

●入札参加資格申請に関する事
 契約検査課（電話 079-427-9153・9154）

技術者名簿記載要領

1 技術者名簿の提出が必要な方

本店又は契約締結権限を有する支店、営業所等の所在地が加古川市内にある者。

※加古川市及び加古川市上下水道局が発注する建設工事の入札参加申請には、参加申請期限の前日までに技術者名簿により、所属技術者の登録が必要です。

2 技術者名簿に記載する技術者について

名簿に記載する技術者は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。技術者は入札日の前日までに3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

また、加古川市以外の営業所における営業所技術者等については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、加古川市の工事に配置することができませんので、技術者名簿に記載しないでください。

【例】

○○株式会社 加古川営業所が加古川市と契約を締結する工事については、神戸営業所の営業所技術者等を当該工事に配置することはできません。

3 解体工事業の技術者要件に係る経過措置の終了について

令和3年6月30日をもって、解体工事業の技術者要件に係る経過措置が終了しました。

つきましては、経過措置により解体工事業の技術者となっている者が、経過措置終了後も解体工事業の技術者となるには、経過措置が終了するまでに次の（1）又は（2）の技術者要件を満たす必要があります。

（1）経過措置終了までに、技術者要件を満たす必要がある資格

資 格		要 件
技術検定	1級土木施工管理技士	平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
	2級土木施工管理技士（土木）	
	1級建築施工管理技士	
	2級建築施工管理技士（建築）	
	2級建築施工管理技士（躯体）	
技術士試験	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）	
技能検定	2級とび	合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要。 (平成16年4月1日時点で合格していた者は、実務経験1年以上が必要。)

※上記に該当する技術者で講習受講により解体工事業の技術者登録をする場合は、技術者名簿に添付する資格確認書類として、登録解体工事講習修了証の写しを添付してください。

（2）経過措置終了に関わらず、技術者要件を満たしている資格

資 格		条 件
技術検定	1級土木施工管理技士	平成28年度以降の合格者
	2級土木施工管理技士（土木）	
	1級建築施工管理技士	
	2級建築施工管理技士（建築）	
	2級建築施工管理技士（躯体）	
技能検定	1級とび	—
その他（民間資格等）	解体工事施工技士	—

(3) 経過措置終了後、解体工事業の技術者になりえない資格

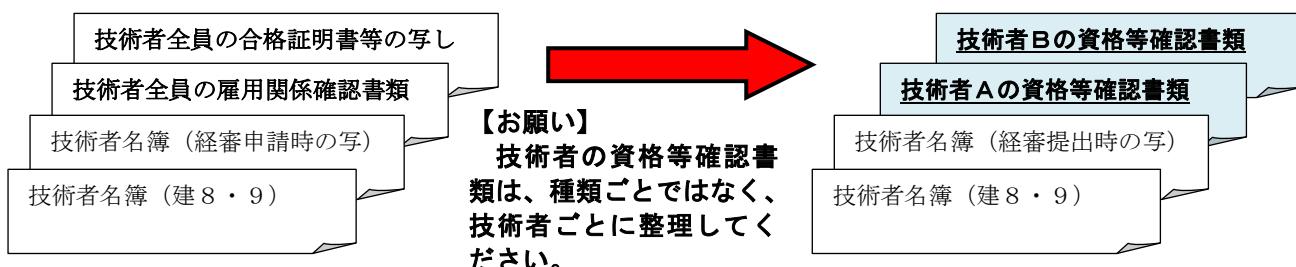
資 格	
技術検定	1級建設機械施工管理技士
	2級建設機械施工管理技士
	2級土木施工管理技士（薬液注入）
技術士試験	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
技能検定	型枠施工
	コンクリート圧送施工
	ウェルポイント施工
その他（民間資格等）	地すべり防止工事士

4 提出書類（技術者名簿及び資格確認書類）

No.	提出書類	注意事項
1	技術者名簿（建8・9）	<input type="checkbox"/> 経審申請以降に職員となった者及び有資格者となった者も記載してください。 <input type="checkbox"/> 加古川市以外の営業所技術者等は記載しないでください。
2	経審申請時に提出の技術職員名簿の写し	

次の No. 3～6 の書類（資格等確認書類）は技術者ごとに整理し、No. 1 の技術者名簿の順番に配列してください。

No.	提出書類		注意事項
3	雇用関係が確認できる下記のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の資格情報のお知らせ、資格確認書、健康保険被保険者証（有効期限内のもの） ・雇用保険被保険者証 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・住民税特別徴収税額通知書 		<input type="checkbox"/> 所属建設業者名が記載されたもの <input type="checkbox"/> 在籍証明書、賃金明細書、賃金台帳等は不可。
4	国家資格等を有する場合	合格証明書等（※注1）の写し	※注1 合格証明書、免許証、登録証、免状、資格者証、合格証書
5	監理技術者の資格を有する場合	監理技術者資格者証の両面の写し	<input type="checkbox"/> 有効期限が切れているものは受付不可。
6		監理技術者講習修了証の写し	



5 技術者名簿の記載例

(1) 資格区分略称 (技術者が保有する資格について、「略称」を記入してください。)

資格区分			略称
建設業法【合格証明書】 「技術検定」	一級建設機械施工管理技士		一級建設機械
	二級建設機械施工管理技士		二級建設機械
	一級土木施工管理技士		一級土木
	二級土木施工管理技士	種別	土木
			鋼構造物塗装
			薬液注入
	一級建築施工管理技士		一級建築
	二級建築施工管理技士	種別	建築
			躯体
			仕上げ
	一級電気工事施工管理技士		一級電気
	二級電気工事施工管理技士		二級電気
	一級電気通信工事施工管理技士		一級電通
	二級電気通信工事施工管理技士		二級電通
	一級管工事施工管理技士		一級管
	二級管工事施工管理技士		二級管
	一級造園施工管理技士		一級造園
	二級造園施工管理技士		二級造園
建築士法【免許証】 「建築士試験」	一級建築士		一級建築士
	二級建築士		二級建築士
	木造建築士		木造建築
	建築設備士	実務経験	1年
技術士法【登録証】 「技術士試験」	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)		技術士 (鋼構造)
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」を除く)		技術士 (建設)
	農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」)		技術士 (農業)
	電気電子・総合技術監理 (電気電子)		技術士 (電気)
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理 (機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)		技術士 (流体)
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理 (機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)		技術士 (機械)
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)		技術士 (上下工業水道)
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理 (上下水道)（「下水道」)		技術士 (上下水道)
	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)		技術士 (水産)
	森林「林業・林産」・総合技術監理 (森林「林業・林産」)		技術士 (林業)
	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)		技術士 (森林)
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)		技術士 (水質)
	衛生工学「廃棄物・資源環境」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物・資源環境」)		技術士 (廃棄物)
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理 (衛生工学「建築物環境衛生管理」)		技術士 (環境)
	第一種電気工事士		一種電気
電気工事士法【免状】 「電気工事士試験」	第二種電気工事士	実務経験	二種電気
	電気主任技術者（一種・二種・三種）		3年
電気事業法【免状】 「電気主任技術者国家試験等」	電気通信主任技術者		5年
	電気通信主任技術者		5年
電気通信事業法【資格者証】 「電気通信主任技術者試験」	工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者（※注1）		3年
	工事担任者（総合通信）の交付を受けた者（※注1）		3年
電気通信事業法【資格者証】 「工事担任者」	給水装置工事主任技術者		1年
	給水装置工事主任技術者		給水
水道法【免状】 「給水装置工事主任技術者試験」	甲種消防設備士		甲種消防
	乙種消防設備士		乙種消防
消防法【免状】 「消防設備士試験」	技能検定（一級）		技能一級
	技能検定（二級）	実務経験	技能二級
職業能力開発促進法【合格証書】 「技能検定」（※注2）	地すべり防止工事士		3年
	1級計装士		1年
	基礎施工士（基礎ぐい工事）		1年
	解体工事施工技士		解体
実務経験を有する者	大学・高等専門学校・短期大学・専門学校（専門士又は高度専門士）の指定学科卒業	実務経験	3年
	専門学校・高等学校の指定学科卒業		5年
	技士・技士補 1級 1次・2次検定合格（対応種目）		合格後3年
	技士・技士補 2級 1次・2次検定合格（対応種目）		合格後5年
	その他		10年

※注1 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

※注2 建設業法第7条第2号ハ及び建設業法施行規則第7条の3第2号に該当する検定職種とする。

(2) 実務経験者記入欄

※「資格区分略称」欄に「実務経験」と記載した技術者について記載してください。

■ 担当業種略称

- ①実務経験を有する者が担当できる業種は、**2業種まで**とします。
 ②監理技術者等となりうる国家資格等の取得の場合を除き、**実務経験の担当業種は変更できません。**
 ③担当業種は次の表から選択し、該当する業種の「略称」を記載してください。

建設業の名称	略称
土木工事業	土 木
建築工事業	建 築
大工工事業	大 工
左官工事業	左 官
とび・土工工事業	と び
石工事業	石
屋根工事業	屋 根
電気工事業	電 気
管工事業	管
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル
鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	鉄 筋
ほ装工事業	ほ 装
しゅんせつ工事業	しゅん
板金工事業	板 金

建設業の名称	略称
ガラス工事業	ガラス
塗装工事業	塗 装
防水工事業	防 水
内装仕上工事業	内 装
機械器具設置工事業	機 械
熱絶縁工事業	熱
電気通信工事業	電 通
造園工事業	造 園
さく井工事業	さく井
建具工事業	建 具
水道施設工事業	水 道
消防施設工事業	消 防
清掃施設工事業	清 掃
解体工事業	解 体

■ 最終学校種類等

「大学」、「高等専門学校」、「短期大学」、「専門学校（専門士・高度専門士）」、「専門学校」、「高等学校」又はその他の最終学校種類を記載してください。

また、検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合は、「1級技士」、「1級技士補」、「2級技士」又は「2級技士補」のうち、該当するものを記載してください。

■ 指定学科名

最終学校種類が「大学」「高等専門学校」「高等学校」等の場合、卒業学科名を記載してください。

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

■ 経験年数

実務経験を有する業種ごとの経験年数を記載してください。

■ 検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者として記載する場合

検定試験合格者（技士、技士補）を実務経験者欄に記載する場合、対応種目に係る検定合格証明書を添付してください。

■ 営業所技術者等

営業所技術者等に該当する者に「○」をいれてください。

■ 監理技術者資格者証交付番号

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号（11桁）を記入してください。

添付書類は、記載する技術者順に整理してください。

技術者名簿

記入例

下記の者は申請者の従業員であり、記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

所 在 地 加古川市加古川町北在家〇〇〇

申 請 者 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 太郎

氏名の五十音順に記載してください。	月 日	雇用開始日	資 格 区 分 略 称	実 務 経 驗 者 記 入 欄				営業所技術者等 ※注1	監理技術者資格 者証交付番号
				担当業種略称	最終学校種類等	学科名	経験年数		
1 アカシ 明石 〇〇	S40・1・5	S60・〇・1	一級土木 二級建築 (建築)	二級管				○	00012345678
2 イナミ 稻美 〇〇	S33・6・6	S62・〇・3	二級土木 (土木)	給水 (給水2年)					
3 カコガワ 加古川 〇〇	S54・12・19	H18・〇・2	一級建築 (解体2年)						
4 ハリマ 播磨 〇〇	S60・11・18	H18・〇・2	実務経験	建築	高等専門学校	建築学科	4年		
5 明石市〇〇町〇〇〇〇				解体	1級技士補	-	3年		
資格区分略称に「実務経験」と記載した者は、実務経験者記入欄を記載してください。(担当業種は2種類まで) この場合、最終学校種類等、学科名、経験年数を業種区分ごとに記載してください。 場合は、監理技術者資格者証(両面)及び監理技術者講習修了証の写し(5)営業所技術者等について、建設業法施行規則に規定された営業所技術者等証明書(建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの(様式第八号又は様式第一号別紙四))の写し及び建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し(許可行政庁の受付印のあるもの)(記載要領参照)									

※添付書類 ① 経営事項審査書
格情報のお知らせ
の写し ③ 雇用関係を明確にできる書類(原則、所属建設業者名の記載された健康保険の資
金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証のいずれか)の写し ④ 監理技術者の
場合は、監理技術者資格者証(両面)及び監理技術者講習修了証の写し(5)営業所技術者等について、建設業法施行規則に規定された営業所技術者等証明書(建設業法に基づく建設業許可申請に添付したもの(様式第八号又は様式第一号別紙四))の写し及び建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し(許可行政庁の受付印のあるもの)(記載要領参照)

※注1 営業所技術者等の欄には、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に該当する者について○を記載してください。